

# 才角化石漣痕

全域地図 E - 6



所在地 才角

(国道321号線の才角～小才角の中間。陸側旧道の側壁)

現 状 破損はしていないが、落石防止網を張っているため見学するには不便である。

大きさ 幅17m 高さ7.3m

特 徴 湖岸や海岸の地層、特に砂岩の地層面に、波または水流の運動によって印された波状の痕があるが、ここに見られるのは海岸の隆起によって陸上に現れたものである。

平成6年9月20日 大月町文化財指定



# 春日神社の水あびせ

全域地図 C - 5



所在地 古満目(春日神社)

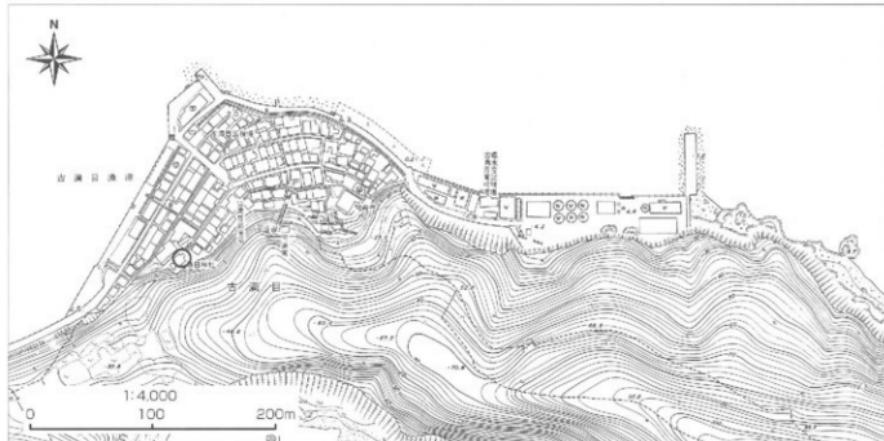
伝 承 春日神社の祭典である正月2日に防火祈願行事として行われる。

当日、当頭の差配によって何杯もの桶に海水を汲んでおき、地区委員、その他の人々で幣殿において拝礼の後、この行事に移る。

寒風肌をさす中で青年(25歳以下の独身者)が、火事の無いことを一心に念願して海水をかぶる。

寛文4年(1664年)に大火があり、この時足摺山の僧を招いて般若経を修したとあるので、この時よりこの行事が行われていると云われる。

誤 寛文4年(1664年)  
正 寛文2年(1662年)



# 觀音岩

全域地図 A - 6

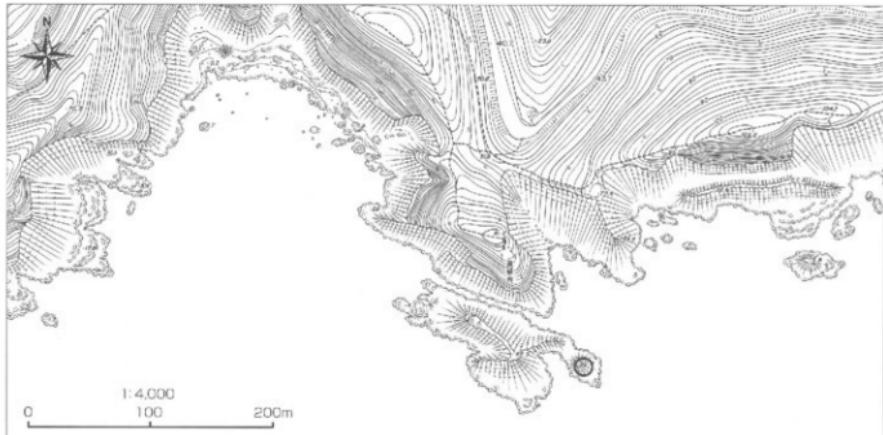


所在地 柏島(龍の浜)

大きさ 高さ 約30m

伝 承 紺碧の大海上にそびえ立つ觀音様そっくりの岩。

寛永15年(1638年)島原の乱鎮圧団の慰問使、雨の森九太夫(土佐山内家家臣)は帰国途中に傷が悪化。一条の光を頼りに土佐國柏島沖合で息を引きとった(その遺体は柏島に納められている)。その際に光芒を発したと云われている。まさに聖域を思わせるこの觀音岩はその昔、沖を航海する船に一条のひかりを送ったという伝説がある。



# 竜ヶ迫しし舞

全域地図 B - 1



所在地 竜ヶ迫(天満宮)

伝 承 しし舞の由来は明治25年(1892年)5月に、愛媛県北宇和郡の小間物行商人が竜ヶ迫へきて、滞在中にこの踊りを伝えたものである。氏神天満宮の夏と秋の祭礼に奉納して、大漁、満作を祈願する芸能である。踊る者は見せることにより奉納の神事を肝に銘じ、観衆は敬虔な態度で過ごす。その為、踊りの場所も神輿陽光に映え輦ははためき、心穏やかな観衆が円形にとりまいた中で踊るのが最も調和がある。演出は唐獅子、太太鼓、小太鼓、笛、シンバル等を用い、演技の内容は2部構成になっている。

昭和44年8月8日 高知県史跡指定



# 赤泊太刀おどり

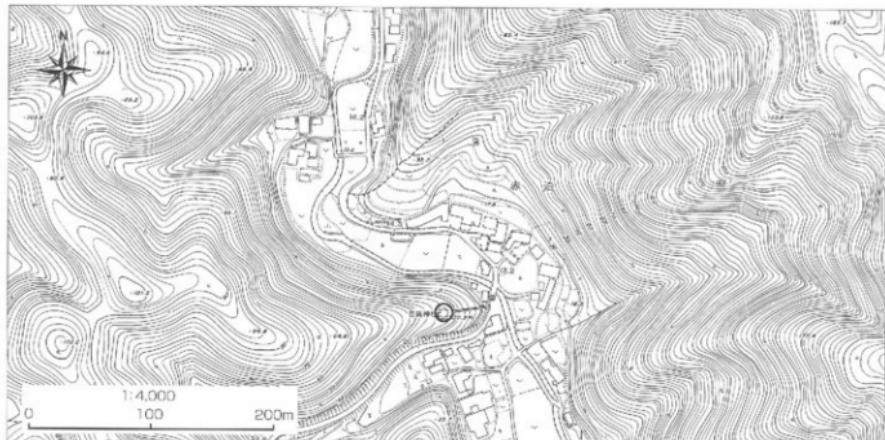
全域地図 D-5



所在地 赤泊(音無神社)

伝 承 塙ノ浦の戦いで敗れた平氏は離散して、残党の一部が赤泊(大島戸)に落ち延び、ここに密かに居を構えた。落人たちちは祠を建て音無大明神と大山積命を祭り、悪病退散、五穀豊穣を祈って剣舞を奉納した。これが太刀おどりの始まりで、現在も10月22日の音無神社秋の大祭には盛大に奉納されている。演目は8通りで太鼓に合わせて大太刀、小太刀を用いて剣舞を奉納する。

大月町無形文化財指定



# 弁天島

全域地図 D-5



所在地 樺ノ浦字弁天山(足摺宇和海国立公園内)

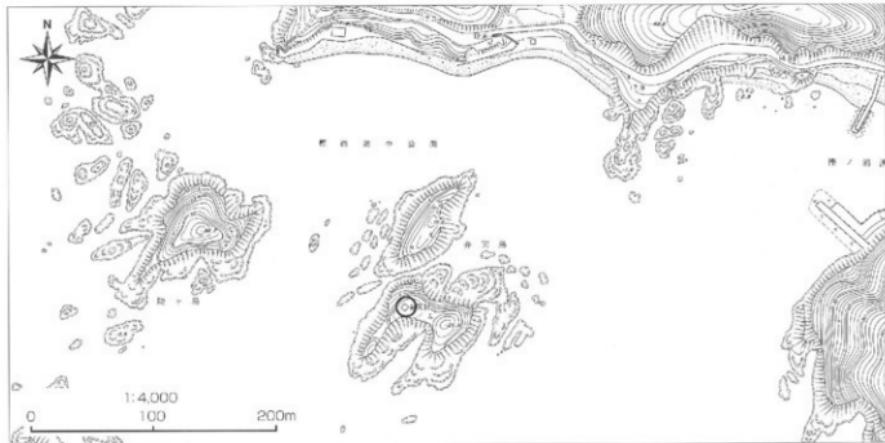
大きさ 周囲 約1.8 km

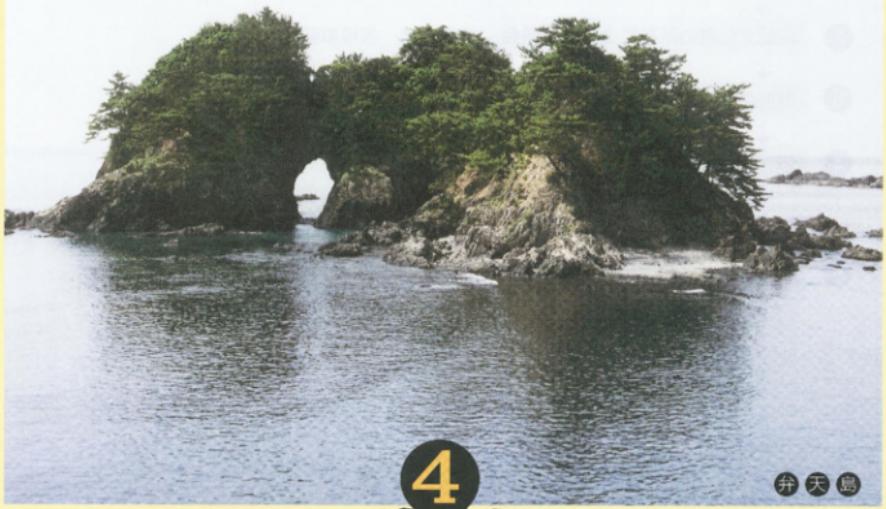
標高 26.9m

伝 承 南路志によると、あちこちに伝馬船の通うほどの穴があり、上方へも丸く抜けた穴がある。

島の山頂近くに厳島神社(弁財天)が祀られ、女人禁制の島である。

弁天島の名は弁財天(弁天様)を祀っていることから名付けられたものと思われる。

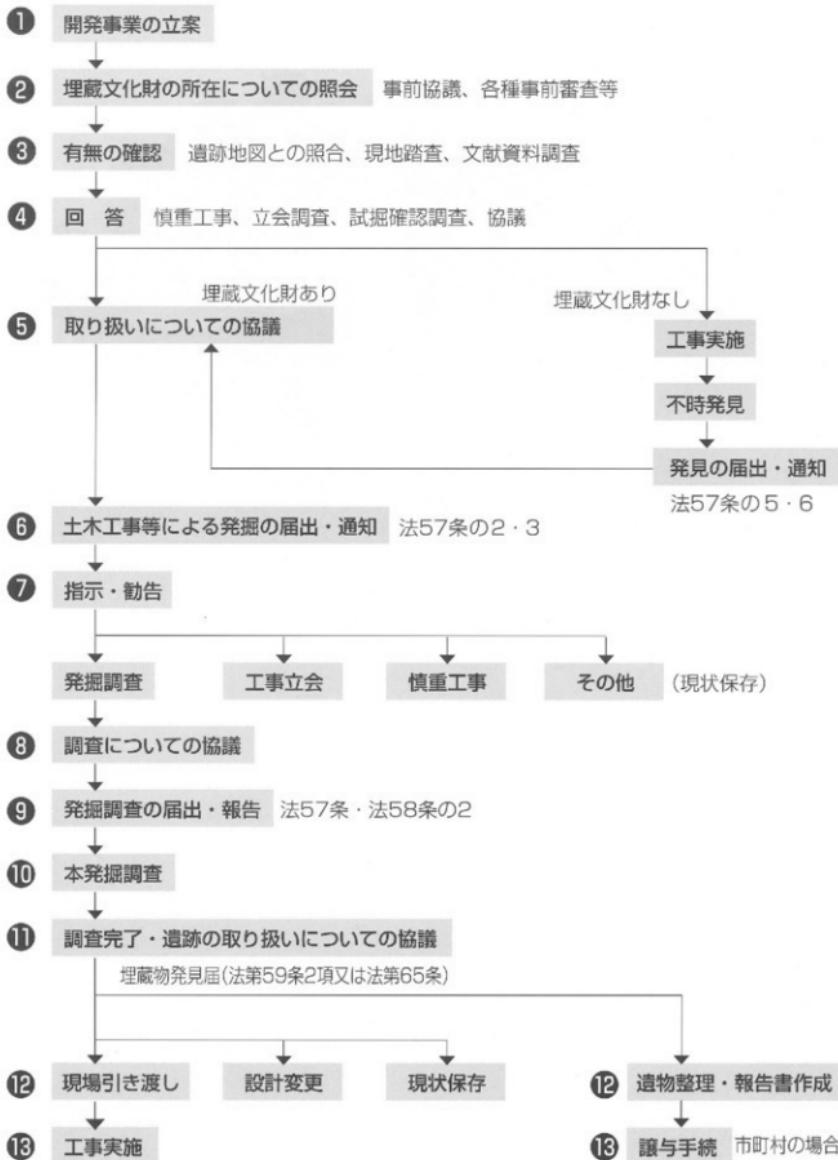




4  
資料

弁天島

## 埋蔵文化財関係手続フロー・チャート



## 2.文化財保護法・遺失物法 抜粋

### 1 文化財保護法(抄)

昭和25年5月30日  
法律第214号

#### 第1章 総則

(この法律の目的)

**第1条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

**第2条** この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、古文書その他の有形的文化の財産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 舞台、音楽、工芸技術その他の無形の文化的財産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の移變の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- (4) 豊くづ、古墳、都城館、城跡、旧宅その他の跡遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、櫻塚、楓塚、峠谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（生息地を含む。）及び地質物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- (5) 園林の環境と一体をして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

**第3条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化的向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存に適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民等の心構え）

**第4条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

#### 第4章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

**第57条** 土地上に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし文部省令の定める場合は、この限りではない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に際して必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命じることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

**第57条の2** 土木工事その他の埋蔵文化財の調査以外的目的で、買づか、占墾その他の埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「届出の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に關し、当該発掘における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。（国の機関等が行う発掘に関する特例）

**第57条の3** 国の機関、地方公共団体又は国若しく地方公共団体の設立に係る法人で政令で定めるもの（以下この条及び第57条の6において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で届出の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該機関の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、埋蔵文化財の保護上必要な助言をすることができる。

5 前4項の場合において、当該機関の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は助言は、文部大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の届出）

**第57条の4** 国及び地方公共団体は、届出の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他の届出の戴耗を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は地方公共団体が行う前項の措置に關し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（過誤の見落に関する届出、停止命令等）

**第57条の5** 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により買づか、住居跡、古墳その他の跡遺跡と認められるものを発見したときは、第57条第1項の規定による御典に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その程度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものでありかつ、その保護のため調査を行いう必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3箇月を超えることができる。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聽かなければならない。

4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1箇

月以内にしなければならない。

- 5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して1箇月を超えることとなつてはならない。
- 6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遭跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、同は、その通常生ずべき相手を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

#### (國の機関等の遺跡の発見に関する特例)

- 第57条<sup>06</sup> 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第57条第1項又は第58条の2 第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遷移なく、その旨を文化庁官署に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要と応急措置を執る場合は、その程度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遭跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
  - 3 前項の通知を受けた國の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
  - 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該遭跡の保護上必要な助言をすることができる。
  - 5 前4項の場合には、第57条の3 第5項の規定を準用する。(文化庁長官による発掘の実施)

- 第58条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査や技術的に困難なため國において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の使用権を施行することができる。
- 2 前項の規定により発掘を実行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権利に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必ず認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
  - 3 第1項の場合には、第39条(同条第3項において準用する第32条の2 第5項の規定をふくむ。)及び第41条の規定を準用する。(返還又は通知等)

- 第59条 第58条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(明治32年法律第87号)第3条で準用する同法第1条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。
- 2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「の指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第13条において準用する同法第1条第2項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第60条 遺失物法第13条で準用する同法第1条第1項の規定により、埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。但し、所有者の判明している場合は、この限りではない。

(鑑定)

第61条 初条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑定の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならぬ。

(引渡し)

第62条 第59条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に對し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならぬ。

(国庫補助及び報償金)

第63条 第59条第1項に規定する文化財又は第61条第2項に規定する文化財(國の機関が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、國庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の2分の1に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(譲与等)

第64条 政府は、第63条第1項の規定により國庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て國が保有する必要がある場所を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の價格に相当する金額は、第63条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第63条第1項の規定により國庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て國が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に對し、その申請に基づき、当該文化財を譲りし、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

(遺失物法の適用)

第65条 埋蔵文化財に關しては、この法律に特別の定ある場合の外、遺失物法第13条の規定の適用があるものとする。

(地方債についての配慮)

第98条<sup>02</sup> 地方公共団体が文化財の保存及び活用を圖るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況を限り、適切な配慮をするものとする。

(書類等の經由)

第103条 この法律の規定により文化財に關し文部省又は文化庁官署に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を經由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する類及び物件を受したときは、意見を具してこれを文部大臣又は、文化庁長官に

送付しなければならない。

- 3 この法律の規定により文化財に關し文部大臣又は文化庁長官が發する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。但し、特に緊急な場合はこの限りではない。

(文化財保護指導委員)

**第105条の2** 都道府県の教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

- 2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行ふものとする。

- 3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

## 2 遺失物法（抄）

明治32年3月24日

法律第87号

(他人の紛失した物を收得した者のとるべき措置)

**第1条** 他人ノ遺失シタル物件ヲ拾得シタル者ハ速ニ遺失者又ハ所有者其ノ他物件回復ノ請求権ヲ有スル者ニ其ノ物件ヲ返還シ又ハ警察署長ニ之ヲ差出スヘシ但シ法令ノ規定ニ依リ私ニ所有所持スルコトヲ禁止シタル物件ハ返還スルノ限ニアラス

② 物件ヲ警察署長ニ差出シタルトキハ警察署長ハ物件ノ返還ヲ受クヘキ者ニ之ヲ返還スヘシ若シ返還ヲ受クヘキ者ノ氏名又ハ居所ヲ知ルコト能ハサルトキハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ公告ヲ為スヘシ

(埋蔵物)

**第13条** 理藏物ニ關シテハ第10条及第10条ノ2ヲ除クノ外本法ノ規定ヲ準用ス

大月町文化財報告書 第3集  
**大月町文化財地図**

監修・発行●大月町教育委員会

所在地●高知県幡多郡大月町弘見2230番地

発行日●平成12年3月31日

電 話●0880-73-1111

印 刷●(株)ぎょうせい

